金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定により、金沢市監査基準（令和２年監査公表第３号）に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第９項の規定により当該報告を公表します。

令和５年12月11日

金沢市監査委員　西　尾　昭　浩
金沢市監査委員　中　村　哲　郎
金沢市監査委員　前　　誠　一
金沢市監査委員　源　野　和　清

第１　監査の概要

１　監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団体名	所在地	所管局課
公益財団法人 金沢国際交流財団	金沢市本町１丁目 ５番３号	都市政策局 国際交流課
株式会社 金沢商業活性化センター	金沢市高岡町９番 １号	経済局 商工業振興課
住吉工業協同組合	金沢市粟崎町４丁 目80番地１	経済局 商工業振興課
安原工業団地協同組合	金沢市打木町東14 00番地	経済局 商工業振興課
北陸名鉄開発 株式会社	金沢市彦三町２丁 目５番27号	都市整備局 市街地再生課

２　監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、前誠一、源野和清

３　監査の範囲

令和４年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた令和５年度及び令和３年度以前の事務を含む。）

４　監査の期間

令和５年７月18日から同年11月24日まで

５　監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

６　監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

公益財団法人 金沢国際交流財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、 預金通帳等証拠書類、事業計画書、 予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、 支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、 支出負担行為伺書、 補助金等交付申請書及び実績報告書
株式会社 金沢商業活性化センター	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、 預金通帳等証拠書類、事業計画書、 予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、 支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、 支出負担行為伺書、 補助金等交付申請書及び実績報告書
住吉工業協同組合	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、 預金通帳等証拠書類、出納関係帳票、収入伝票、 支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、 支出負担行為伺書、 事業報告書、指定に関する根拠法令等、 指定の手続管理に関する協定書
安原工業団地協同組合	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、 預金通帳等証拠書類、出納関係帳票、収入伝票、 支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、 支出負担行為伺書、 事業報告書、指定に関する根拠法令等、 指定の手続管理に関する協定書
北陸名鉄開発 株式会社	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、 預金通帳等証拠書類、出納関係帳票、収入伝票、 支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、 支出負担行為伺書、 事業報告書、指定に関する根拠法令等、 指定の手続管理に関する協定書

7　団体の概要

(1) 公益財団法人　金沢国際交流財団

ア　設立及び目的

金沢を中心とした地域において、地域の特性を生かし、活力にあふれた国際交流活動を実施することにより、市民レベルの相互理解と友好親善の促進を図るとともに、国籍や文化などの異なる人々が、互いの違いを認めあい、地域の構成員として共に生きていく社会の実現を図り、金沢の一層の発展に寄与し、

もって普遍的な国際平和を目指すことを目的に平成元年３月に設立され、平成24年４月からは公益財団法人に移行している。

イ　本市との関係

(ｱ) 出資状況

基本財産20,000千円の全額（出資割合100％）

(ｲ) 補助金等の交付状況（令和４年度）

金沢国際交流財団国際交流事業補助金　　38,916千円

(2) 株式会社　金沢商業活性化センター

ア　設立及び目的

衰退化しつつある中心商業地の魅力と活力を取り戻すため、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、商業者、金沢商工会議所、金沢市が協力して「街づくり機関」が設立され、中心商業地の活性化に積極的に取り組んでいくもの。

イ　本市との関係

(ｱ) 出資状況

資本金46,000千円のうち、23,000千円（出資割合50％）

(ｲ) 補助金等の交付状況（平成４年度）

金沢中心商店街集客・回遊性向上事業補助金	4,500千円
金沢商業活性化センター事務局運営事業補助金	4,410千円
むさし集客促進事業補助金	2,280千円
金沢まちなか情報発信事業補助金	1,500千円
金沢中心商店街外国人誘客促進事業補助金	1,500千円
まちなか出店促進強化事業補助金	850千円
金沢まちなかパーキングネット普及促進事業補助金	250千円
まちなかトライアル出店支援事業補助金	240千円

(3) 住吉工業協同組合

ア　本市との関係

(ｱ) 指定管理の状況（令和４年度）

指定管理委託料　9,313千円

施　設　名
※金沢市ものづくり会館

※印は実査を行った施設である。

(4) 安原工業団地協同組合

ア　本市との関係

(ｱ) 指定管理の状況（令和４年度）
指定管理委託料　6,996千円

施　設　名
※金沢市異業種研修会館

※印は実査を行った施設である。

(5) 北陸名鉄開発　株式会社

ア　本市との関係
(ｱ) 指定管理の状況（令和４年度）
指定管理委託料　０円

施　設　名
※金沢駅東駐車場、※武蔵地下駐車場

※印は実査を行った施設である。

第２　監査の結果

１　公益財団法人　金沢国際交流財団

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善が望まれる事項については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

２　株式会社　金沢商業活性化センター

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

３　住吉工業協同組合

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

４　安原工業団地協同組合

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

５　北陸名鉄開発　株式会社

公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、団体代表取締役社長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

［指摘事項(改善を必要とする事項)］

【都市整備局　市街地再生課】

建築物の劣化点検について、点検時の不備が２年度以上改善されていないものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

（金沢駅東駐車場、武蔵地下駐車場）